

津島市制72周年記念式典



津島市制72周年記念式典

市制施行記念日の3月1日(金)に文化会館において、市勢の伸展に貢献された22人と3団体に表彰状が授与されました。表彰された皆様は次のとおりです(敬称略)。

特別表彰

保護司

消防団員

消防団員

消防団員

永年勤続表彰

民生・児童委員

民生・児童委員

民生・児童委員

民生・児童委員

民生・児童委員

保護司

保護司

剣道連盟役員

バスケットボール連盟役員

スポーツ推進委員

スポーツ推進委員

消防団員

消防団員

消防団員

消防団員

婦人防火クラブ員

神野 實圓
猪飼 佳英
大橋 俊弘
杉野 伸二

清水たみ子
濱田のぶ
住田美津子
伊藤理枝子
星野厚子
宇都宮和子
服部映次
近藤晶彦
千賀輝男
大鹿泰当
那須か丞
水谷多志
後藤修二
三浦安男
伊藤邦繁
加藤邦子

一般表彰

杉原 后咲
奥地 佑都

株式会社宇佐美鉱油
三和テクノ株式会社
株式会社三和スクリーン銘板

問合 人事秘書課 人事秘書 G

☎ 24-1-1233

消防団員配偶者に感謝状贈呈

消防団員として10年以上勤められた方の配偶者に、市長から感謝状が贈呈されました。

これは、日ごろ消防団員の任務遂行を陰から支えられた功績に対するものです。

感謝状を贈呈された方は次のとおりです(敬称略)。

西分団 牧野 美樹
西分団 稲垣 泰子
西分団 上田 夏未
神守分団 木村 美也子
神守分団 早川 晶子
神守分団 井本 祐子
蛭間分団 松倉 好恵
高台寺分団 植田 愛弓



問合 消防本部総務課消防団 G

☎ 23-0417

平成31年度固定資産税の課税

平成31年度固定資産税の価格(評価額)を3月31日に決定し、固定資産課税台帳に登録しました。

納税通知書発送日 4月8日(月)

問合 税務課固定資産税G ☎55-9264

平成31年度 固定資産税についてQ&A

Q. 平成27年4月に住宅(木造、110㎡)を新築しましたが、平成31年度分から税額が急に高くなっているのはなぜですか？

A. 新築の住宅で一定の要件に該当する場合、3年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間)に限り、一戸あたり120㎡まで税額が2分の1に減額されます。したがって、平成28から30年度分までは税額が減額されています。

Q. 私は、平成30年11月に土地を売るために売買契約をして、平成31年2月に買主への所有権移転登記を済ませました。平成31年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A. 平成31年度の固定資産税は、売主に課税されます。固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に対し、当該年度分の課税をすることになっています。

Q. 平成31年2月に古い物置(家屋)を取壊しましたが、平成31年度の固定資産税は課税されますか？

A. 課税されます。毎年1月1日現在に存在している家屋について、当該年度分を課税することになっています。

平成31年度津島市税等納付のこよみ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限	5月7日 (火)	5月31日 (金)	7月1日 (月)	7月31日 (水)	9月2日 (月)	9月30日 (月)	10月31日 (木)	12月2日 (月)	下記※	1月31日 (金)	3月2日 (月)	3月31日 (火)
税目等												
固定資産税・都市計画税	○ 第1期			○ 第2期					○ 第3期		○ 第4期	
市民税・県民税			○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期			○ 第4期		
軽自動車税		○ 全期										
国民健康保険税		○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	
市営・改良住宅家賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅新築資金等償還金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保育所利用者負担金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料	○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	○ 第11期	○ 第12期
後期高齢者医療保険料				○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	
下水道事業受益者負担金					○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期		○ 第4期	

※12月(納期限)

固定資産税・都市計画税、国民健康保険税…12月27日(金)

市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所利用者負担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料…1月6日(月)

下水道事業受益者負担金…12月25日(水)

介護保険料のご案内

65歳以上の方の津島市の介護保険料額は、所得段階ごとの17段階に定められています。

4月からは、平成31年度の保険料を算定する基礎となる平成30年中の所得金額が確定していないため、次のとおり仮徴収額を納めていただきます。

なお、年間介護保険料額決定通知(本徴収)は8月にすべての対象者へ個別でお知らせします。

仮徴収の納付方法 普通徴収の方

「仮徴収納入通知書」を4月上旬にお送りします。前年度の年間保険料額の12分の4を1期(4月)～4期(4月～7月)で納めていただきます。

4月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

4月から特別徴収開始となる方には、「特別徴収開始通知書」を3月にお送りしました。

6月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

6月から特別徴収となる方は、仮徴収額が前年度の年間保険料額の2分の1になるように納めていただきます。

1期(2期(4月・5月))は12分の1ずつを引き続き普通徴収で、6月・8月は12分の2ずつを年金から天引きします。対象の方には4月上旬に通知書をお送りします。

特別徴収(年金天引き)の方

既に年金から天引きされている方は、平成31年2月に天引きされた金額を引き続き4月・6月・8月の年金から天引きします。

口座振替をご利用ください

普通徴収の方は、口座振替を利用されると大変便利です。

持ち物

・市指定金融機関で手続きする場合
介護保険料の納付書、通帳、通帳印

第7期介護保険料(基準月額5,600円)

所得段階	計算内容	年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が80万円以下の方	32,930円 (※29,570円)
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が80万円を超え120万円以下の方	37,630円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が120万円を超える方	39,650円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が80万円以下の方	46,370円
第5段階(基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない方	67,200円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	80,640円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	84,000円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が150万円以上200万円未満の方	87,360円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上240万円未満の方	100,800円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が240万円以上300万円未満の方	107,520円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上340万円未満の方	114,240円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が340万円以上400万円未満の方	117,600円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	124,320円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上650万円未満の方	144,480円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が650万円以上800万円未満の方	147,840円
第16段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	151,200円
第17段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	154,560円

※第1段階の保険料は、低所得者保険料軽減措置により、本来の年額より軽減しています。



国民年金 保険料改定

平成31年4月分から国民年金保険料の月額が16,410円(3月分までは、16,340円)に変わります。

学生納付特例制度

在学期間中の保険料を社会人になつてから支払うことができる制度です。

対象 大学、短大、高等学校、高等専門学校、専門学校および各種学校その他の教育施設の一部に在学する学生で、本人の前年の所得が118万円以下の方

承認周期 毎年4月～翌年3月

受付 平成31年度分…4月から過去2年間遡及の場合…随時

受付窓口 保険年金課医療・年金G

(市役所1階)

持ち物

・年金手帳

・印鑑(朱肉使用のもの)

・学生証や在学証明書等

※就学前に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証の写しをお持ちください。

※学生納付特例の更新用ハガキが届いた方は、必要事項を記入の上、返送してください。

注意

※納付特例期間は、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※納付特例期間は10年間追納ができません。ただし、2年度以上経過した期間は加算額が付加されます。

※学生でない方には、納付猶予制度・申請免除制度があります。

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

対象 国民年金第1号被保険者の方

出産日が平成31年2月1日以降の方
免除期間 出産日または出産予定日が属する月の前月から4カ月間。多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産です(死産、流産、早産された方を含みます)。

提出時期および提出先 出産予定日の6カ月前から保険年金課医療・年金Gへ届出が可能です。ただし届出ができるのは平成31年4月からです。

問合せ 保険年金課医療・年金G

☎24-11114

中村年金事務所

☎052-453-7200

総合保健福祉センターの貸館が始まりました

4月1日から総合保健福祉センターの3階が利用できます。

所在地 上之町1丁目60番地

休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

使用料等 下表のとおり(申し込み時にお支払いとなります)

受付場所 保健センター(総合保健福祉センター内2階)

申込 利用希望日の2カ月前の月の初日～5日前(土・日曜日、祝日を除く)の午前9時～午後5時に直接受付場所へ。

※電話での申し込みはできません。

問合せ 健康推進課母子保健G ☎23-1711

(相談専用電話、平日の午前9時～午後5時)

	面積	定員	使用料				冷暖房を使用する場合の使用料の加算額 (午前、午後または夜間)
			午前 午前9時～正午	午後 午後1時～5時	夜間 午後6時～9時30分	全日 午前9時～午後9時30分	
第1会議室	108.59㎡	70人 運動時:30人	3,150円	4,560円	5,850円	12,200円	810円
講師控室	12.88㎡	4人	370円	540円	690円	1,440円	90円
第2会議室	50.74㎡	30人 運動時:15人	1,560円	2,090円	2,730円	5,740円	380円
第3会議室	72.67㎡	40人	2,130円	2,990円	3,910円	8,120円	540円
調理室	122.79㎡	48人	3,570円	5,150円	6,610円	13,790円	920円
和室	40畳	30人	3,930円	5,480円	7,190円	14,940円	1,010円
附属設備	調理台	1台、午前、午後または夜間の各1回につき			640円		

ゴールデンウィーク期間の業務案内

市の施設等

□：通常業務

■：業務を行わない日

施設名	4/27(土)	28日	29日	30日	5/1(水)	2日	3日	4日	5日	6日	7日
市役所・神守支所					★						
神島田連絡所※	※	※									
市民病院※											
総合保健福祉センター※											
斎場											
文化会館											
大崎会館											
西地域防災コミュニティセンター											
つしままちづくりセンター(市民活動センター)											
観光交流センター											
観光センター											
海部地域消費生活センター											
南文化センター											
中央児童館											
西地区子育て支援センター											
東地区子育て支援センター											
家庭児童相談室											
老人福祉センター											
わざ語り・伝承の館											
神島田祖父母の家											
図書館											
図書館(生涯学習センター分室)											
図書館(神島田分室)											
児童科学館											
神島田公民館											
錬成館											
葉刈スポーツの家											
生涯学習センター											
ふれあいバス(津島市巡回バス)											

※神島田連絡所では、4月27日、28日は住民票の写しの交付および印鑑登録証明書の交付業務のみ行います。

※市民病院は、診療を行っていない日でも、救急の場合には、通常の休日と同様に診療を行います。

※総合保健福祉センターでは、通常業務を行っていない日でも、貸館として事前に申し込みのあった日のみ開館します。

・戸籍の届出(出生、婚姻、死亡等)および火葬の申請は、市役所が業務を行っていない日でも、市役所当直室で受け付けます。

★市民課(戸籍窓口)の開設について

新元号の初日となる5月1日に市民課(市役所1階)の戸籍窓口を開設します。

なお、当日は、宿直室で入庁の手続をした後に、市民課へお越しください。

- **取扱業務** 婚姻・出生など戸籍の届出を受け付けます。
- **日 時** 5月1日(水・祝)午前8時30分～午後5時15分
- ※上記以外の時間は、市役所の宿直室で届出を受け付けます。
- **問 合** 市民課市民・戸籍G ☎24-1112

し尿のくみ取り

市役所が許可している次の各業者へ問い合わせてください。

- (有)大政 ☎25-7374
- (有)吉川清掃社 ☎26-4918
- 尾西清掃(株) ☎26-2908
- エコ環境(株) ☎0120-222-652

ゴールデンウィーク期間の内科・小児科診療体制

- **期 間** 4月28日(日)～5月6日(月・休)
- **受付時間** 午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分
- **場 所** 津島地区休日急病診療所
時間外や内科・小児科以外の診療については、消防本部(☎23-0119)または、救急医療情報センター(☎26-1133)へ。

ゴールデンウィーク期間の診療体制について(津島市民病院)

市民病院では、ゴールデンウィーク期間中に2日間の外来診療日を設けます。

- **外来診療日** 4月30日(火・休)、5月2日(木・休)
- ※2日間の診療に伴い、8月15日(木)を外来休診日としますので、ご理解をお願いします。
- ※診療を行っていない日でも、緊急・救急の場合は通常の休日と同様に診療を行います。
- **問 合** 市民病院管理課管理G ☎28-5151(内線2201)